

(仮称) 射水市内川情景条例策定支援業務公募型プロポーザル実施要領

本要領は、(仮称) 射水市内川情景条例策定支援業務を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を選定するため、必要な事項を定めるものとする。

1 業務概要

- (1) 業 務 名 (仮称) 射水市内川情景条例策定支援業務
- (2) 業 務 内 容 別紙「(仮称) 射水市内川情景条例策定支援業務仕様書」のとおり
- (3) 業 務 期 間 契約締結日から令和9年3月23日まで
- (4) 見積金額限度額 金 4,950,000 円
(消費税及び地方消費税相当額を含む)
※仕様書記載の業務を実施するために必要な一切の経費を含む。
※この金額は、契約時の予定価格を示すものではない。
※限度額を超えた者は、失格とする。

2 参加資格

プロポーザルへの参加者は、参加申込書兼参加資格誓約書の提出日において、次に掲げる要件を全て満たしていること。なお、参加者は、法人格を有する者に限ることとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 射水市入札参加資格停止要領(平成18年告示第174号)に規定する入札参加資格制限期間中の者でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産開始手続がなされていないこと。
- (4) 応募資格の確認基準日から過去2年間において、国税、地方税の滞納がないこと。
- (5) 法人、法人の代表権を有する者又は法人の被用者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。
- (6) 法人、法人の代表権を有する者又は法人の被用者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

3 質問書の受付及び回答

- (1) 受付期間 令和8年5月1日(金)から令和8年5月18日(月)正午まで
- (2) 質問方法 質問書(様式第1号)により電子メールで提出すること。
提出先電子メールアドレス:kankou-machi@city.imizu.lg.jp
- (3) 質問に対する回答
令和8年5月19日(火)までに、市ホームページに掲載する。
なお、質問への回答内容は、本要領等の追加又は修正とみなす。

4 企画提案書等の提出について

本プロポーザルへの参加を希望する事業者(以下「企画提案者」という。)は、次の(1)①~⑧に掲げる書類を期日までに指定の場所に提出するものとする。

なお、1者1提案とする。

- (1) 提出書類等
 - ① 参加申込書兼参加資格誓約書(様式第2号)
 - ② 企画提案書等送付書(様式第3号)

- ③ 事業者概要調書（様式第4号）
 - ④ 企画提案書（任意様式）、業務工程表（任意様式）
 - ・企画提案書は、次の(2)に基づいて作成すること。
 - ・様式は任意とするが、日本工業規格A4判を基本とすること。
 - ・表紙には「(仮称)射水市内川情景条例策定支援業務委託企画提案書」及び企画提案者の名称を表示し、各ページに番号を付すこと。
 - ・企画提案書は、プレゼンテーション審査時の資料として利用する。
 - ⑤ 業務実施体制及び業務担当予定者調書（任意様式）
 - ・業務実施体制及び業務担当予定者調書は、次の(3)に基づいて作成すること。
 - ⑥ 業務実績書（様式第5号）
 - ⑦ 業務見積書（任意様式）
 - ⑧ 履歴事項全部証明書
- (2) 企画提案書に記載する事項
別紙「(仮称)射水市内川情景条例策定支援業務委託仕様書」に掲げる業務を自ら遂行するための具体的な手法を次の項目ごとに記載すること。
- ① 事業体制の構築
 - ② 情景条例に必要な項目の整理
 - ③ 情景条例の検討
 - ④ 情景条例の運用に関する検討
 - ⑤ 市民合意や条例策定手続支援
 - ⑥ 自由提案
- (3) 業務実施体制及び業務担当予定者調書に記載する事項
次の項目について、具体的に記載すること。
- ① 業務の執行体制を図示するとともに、編成の考え方や特色
 - ② 業務担当予定者の構成や業務分担（経歴のほか、資格や主な業務実績があれば記載すること。）
- (4) 参加申込書兼参加資格誓約書及び企画提案書等の提出期限
- ① 提出期限：令和8年5月29日（金）午後5時まで（必着）
 - ② 提出場所：〒934-0011
富山県射水市本町二丁目13番1号
射水市 産業経済部 観光まちづくり課
電話：0766-51-6676（直通）
メール：kankou-machi@city.imizu.lg.jp
 - ③ 提出部数：10部（正本1部、副本9部）
 - ④ 提出方法：持参、郵送による提出、かつ、電子データによる提出
※持参による場合は、土、日、祝日を除く日の午前8時30分から午後5時までの間とする。
※郵送の場合は、記録が残る簡易書留郵便等で行い、提出期限までに提出先に届いていること。（郵送の場合は必ずその旨を射水市観光まちづくり課まで連絡すること。）
※電子データについても、提出期限までに電子メールで提出先に届いていること。
- (5) 企画提案書等の無効
次の各号のいずれかに該当する場合は提出された企画提案書等を無効とし、当該参加者を失格とする。
なお、優先交渉権者に選定された者の企画提案書等が無効となった場合は、評価により順位付けられた企画提案者の順位を繰り上げる。
- ① 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
 - ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ③ 審査の公平性を害する行為があった場合
 - ④ 審査結果が確定するまでの間に選定委員又は担当課等関係者に本企画に対する援助を直

接又は間接的に求めた場合

- ⑤ 上記1(4)に定める見積金額限度額を超えた場合

5 企画提案の審査

(1) 審査方法

本市が設置する「(仮称)射水市内川情景条例策定支援業務委託事業者選定委員会」(以下「委員会」という。)が、提出された企画提案書及びプレゼンテーションの内容について、(2)③に定める審査基準に基づいて審査を行う。

(2) プレゼンテーション審査の実施

- ① 実施時期 令和8年6月4日(木)又は5日(金)を予定

※決定次第、詳細な日時については、企画提案者に別途お知らせする。

※審査過程は非公開とする。

② 実施方法

- ・プレゼンテーションの順番は、原則として企画提案書の到着順とする。
- ・説明は、1事業者30分以内(準備時間は除く。)、質疑は20分程度を予定している。詳細については、企画提案者に別途お知らせする。
- ・プレゼンテーションは、非公開とする。
- ・プレゼンテーションは、オンラインで実施する。

なお、ミーティングルームは、市で設定の上、前日までに接続テストを行う。接続テストの日時、パスコード等については、別途連絡する。

③ 審査基準

企画提案の評価基準の配点は、下表に示すとおりとする。

No.	評価項目	評価基準	配点
1	業務実績	景観法に基づく景観計画策定業務などの類似する業務の受注実績があり、本業務を円滑にすすめることができるか。	15
		景観計画策定業務などの類似する業務実績に基づくノウハウや経験を本業務に生かせる可能性が高いか。	15
2	業務実施体制	管理者や担当者等が、本業務に関係する資格や実績を有しているか。	10
		策定までの適切なバックアップ体制がとれており、円滑かつ安定的な業務遂行が期待できるか。	10
3	業務実施計画	作業内容が明確に示されているか。 また、短期間に着実に、良質な計画書をまとめ上げる現実的な工程となっているか。	10
4	業務実施	先進事例などを踏まえながら、各業務項目について漏れなく提案がされているか。	10
		地域の特徴を十分に踏まえた提案がされているか。	15
5	事業者評価	提案内容の説明が分かりやすく、質問に対し適切な応答を行い、業務を成功させる意欲と情熱が感じられるか。	10
6	価格評価	提案内容に対して妥当な見積であるか。 5点×最も低い見積額÷当該事業者の見積額 ※小数点以下は切り捨てるものとする。	5
合計			100

6 優先交渉権者の選定

(1) 優先交渉権者の選定方法

選定委員が審査基準に基づき、企画提案書等を評価、採点し、点数が最も高い者から順に順位をつける。1位の者を優先交渉権者、2位の者を次点交渉者とする。

(2) 企画提案者が1者の場合の取扱い

最低基準点数（総合評価点の70%以上）を満たす場合は、当該提案者を優先交渉権者とする。

(3) 優先交渉権者の選定及び結果の通知及び公表

- ① 審査結果は、各企画提案者に電子メール等により通知する。
- ② 優先交渉権者の審査結果を射水市のホームページで公表する。
- ③ 審査結果に対する異議を申し立てることはできない。

7 契約の締結

優先交渉権者として選定された者と射水市が協議し、契約案件に係る仕様を確定した上で見積書を徴取し、随意契約の方法により契約を締結する。この場合において、辞退その他の理由で契約できない場合は、評価により順位付けられた上位の者から順に、契約の交渉を行う。

8 その他

- (1) 企画提案書等の作成、応募等に要する費用については、全て企画提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は、返却しない。
- (3) 提出された書類等は、提出者に無断で本プロポーザル以外には使用しない。
- (4) 提出された書類等は、審査及び説明のため、その写しを作成し使用することがある。
- (5) 提出期限後に、内容の変更や追加、再提出等は認めない。
- (6) 企画提案者は、企画提案書の提出をもって、本実施要領の記載内容に同意したものとする。

9 スケジュール（予定）

内容	期日
公募開始（実施要領等の公開）	令和8年5月1日（金）
質問書の提出期限	令和8年5月18日（月）正午まで
質問書に対する回答期日	令和8年5月19日（火） ※随時公開予定
参加申込書兼参加資格誓約書、企画提案書等の提出期限	令和8年5月29日（金）午後5時まで
プレゼンテーション審査	令和8年6月4日（木）又は6月5日（金）を予定 詳細については、企画提案者に別途お知らせする。
審査結果の通知	令和8年6月上旬
契約内容協議・契約締結	令和8年6月中旬頃を予定

10 問い合わせ先

〒934-0011

富山県射水市本町二丁目13番1号（新湊消防署1階）

射水市産業経済部観光まちづくり課（担当：北川、川井）

電話：0766-51-6676（直通）

メール：kankou-machi@city.imizu.lg.jp